

目 次

全国の公立高等学校の状況	2
Ⅰ 障害のある生徒の状況	2
Ⅱ 障害のある生徒への支援	5
Ⅲ 障害のある生徒への教育の事例等	15
都道府県・政令市教育委員会の状況	19
Ⅰ インクルーシブ教育システムに係る方針等	19
Ⅱ 障害のある生徒の教育に係る取組	23
Ⅲ インクルーシブ教育システム構築における課題	32

調査対象

47 都道府県・20 政令市（回収率 100%）

都道府県立・政令市立高等学校に関する回答については
有効回答 1,200 校（生徒数 709,426 人分）

（参考）

文部科学省「学校基本調査」（令和元年 5 月 1 日）

全国の公立高等学校数（全日制） 2,874 校

生徒数（全日制） 2,052,788 人

* 県立・市町村立・組合立の合計

全国の公立高等学校の状況

I 障害のある生徒の状況

1 公立高等学校に在籍する障害のある生徒の状況

(1) 総数

本調査での障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の五つの障害区分を指す。

また、公立高等学校とは、都道府県及び政令市が設置する全日制・高等学校（後期課程を含む。）を指す。

公立高等学校において、障害のある生徒は 902人であり、全体の生徒数709,426人に占める割合は、0.13%であった。（表1）

また、障害のある生徒が在籍する学校数は、1,200校中359校（29.9%）であった。

表1 公立高等学校に在籍する障害のある生徒の状況（令和元年5月1日 1,200校）

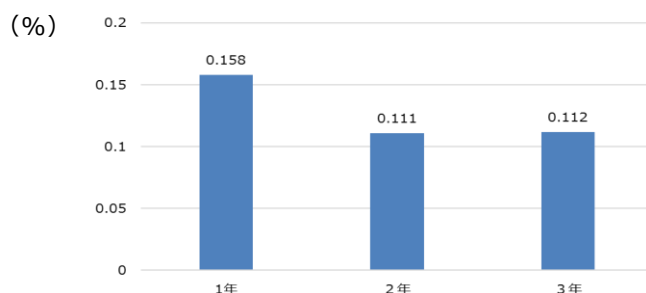
	在籍者全体	
		うち障害のある生徒
1年	236,666	375
2年	235,581	261
3年	237,179	266
合計	709,426	902

（単位：人）

(2) 学年別の状況

公立高等学校に在籍する障害のある生徒が全体の生徒に占める割合について、学年による大きな差異はみられなかった。（図1）

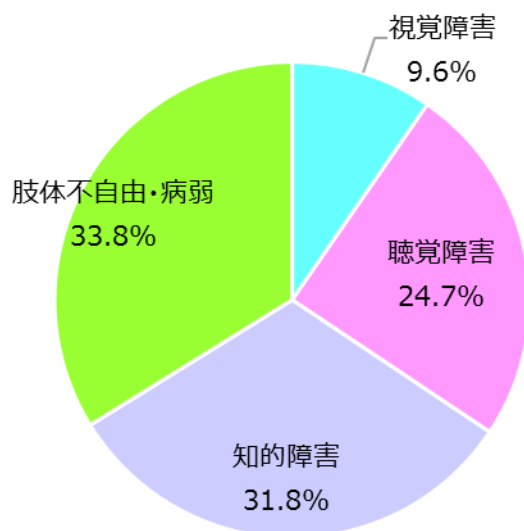
図1 学年別にみた障害のある生徒の在籍割合（令和元年5月1日）



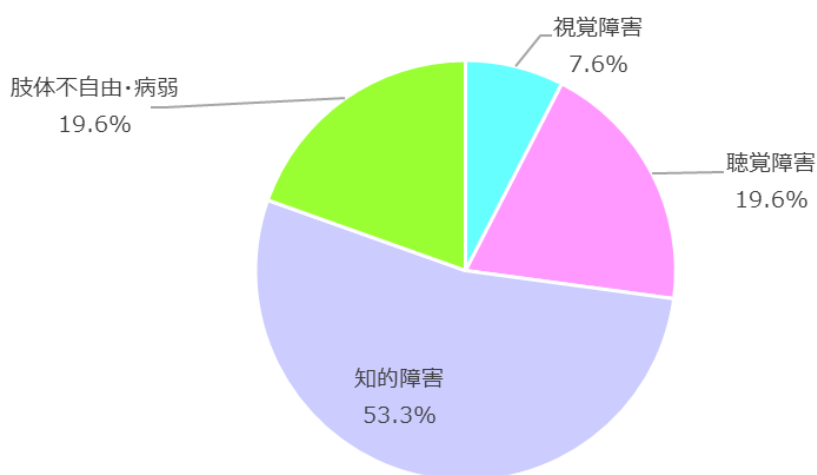
(3) 障害種別の状況

公立高等学校に在籍する障害のある生徒902人について、障害種別の割合をみると、肢体不自由・病弱、知的障害が、それぞれ約3割を占めていた。(図2)

図2 公立高等学校に在籍する障害のある生徒の障害種別割合
(902人) (令和元年5月1日)



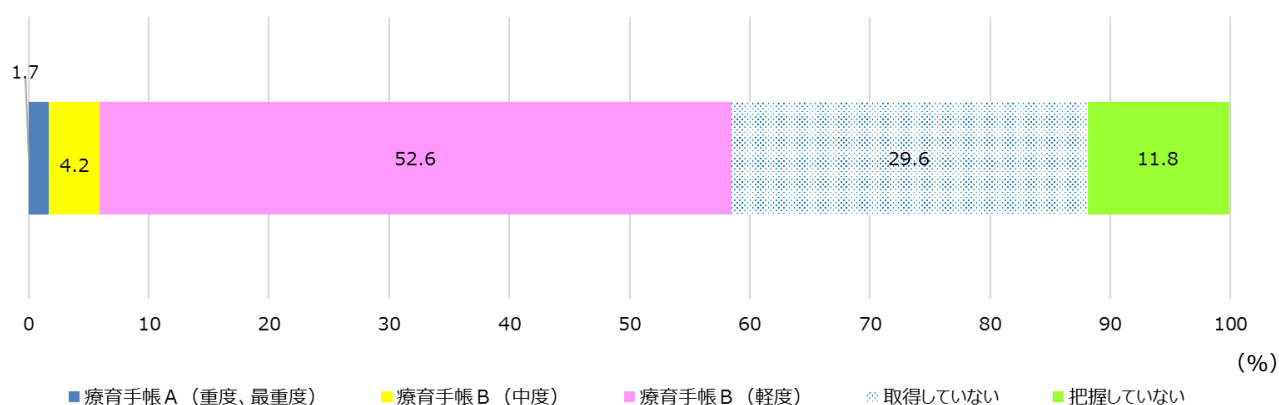
(参考) 都内公立中学校の通常の学級に在籍する障害のある生徒の障害種別割合



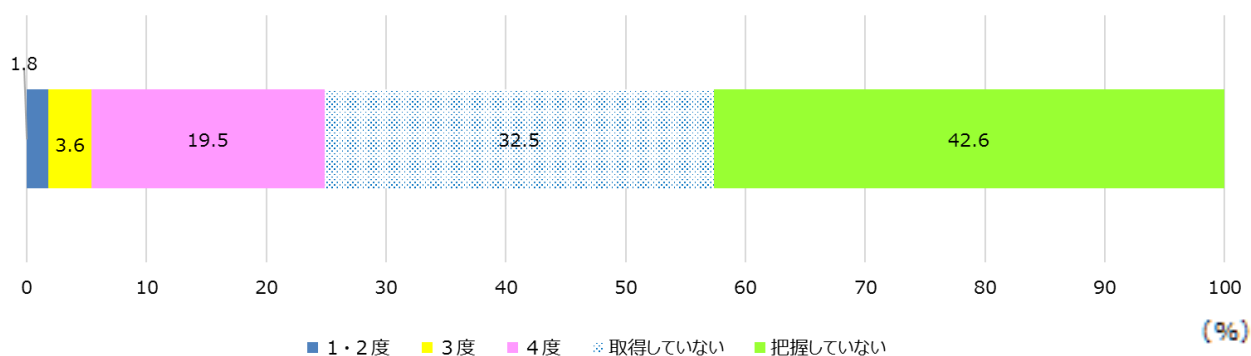
2 公立高等学校に在籍する知的障害のある生徒の状況

公立高等学校に在籍する知的障害のある生徒287人について、療育手帳の取得状況を障害の程度別にみると、「軽度」の割合が約過半であった。なお、「把握していない」又は「取得していない」という割合は約4割であった。（図3）

図3 公立高等学校における知的障害のある生徒の療育手帳の取得状況
（令和元年5月1日）



（参考）都内公立中学校の通常の学級に在籍する知的障害のある生徒の愛の手帳の取得状況
（中学校 169人）（令和元年5月1日）



3 公立高等学校に在籍する医療的ケアを必要とする生徒の状況

公立高等学校における医療的ケアを必要とする生徒は、回答のあった1,200校で9人在籍しており、医療的ケアの種類は人工呼吸器の管理や気管切開部吸引（カニューレ内）などであった。

Ⅱ 障害のある生徒への支援

1 情報補償の状況

(1) 視覚障害のある生徒への情報補償の状況

視覚障害のある生徒について情報補償の実施状況をみると、拡大教科書、デジタル教材、ICT機器の貸与とも、利用している者は1割に満たなかった。(表2)

表2 視覚障害のある生徒への支援 (公立高等学校) (令和元年5月1日)

支援内容	(87人)
拡大教科書	3.4%
デジタル教材	8.0%
ICT機器の貸与	3.4%

(2) 聴覚障害のある生徒への情報補償の状況

聴覚障害のある生徒について情報補償の実施状況をみると、手話、要約筆記、ICT機器の貸与とも、利用している者は1割に満たなかった。(表3)

表3 聴覚障害のある生徒への支援 (公立高等学校) (令和元年5月1日)

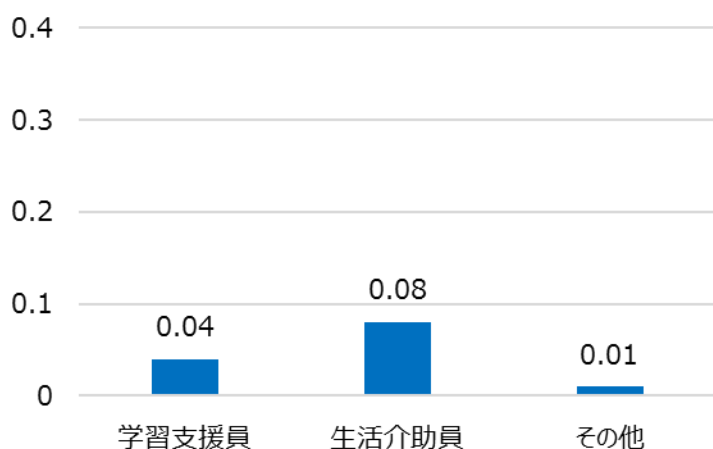
支援内容	(223人)
手話	1.3%
要約筆記	5.4%
ICT機器の貸与	5.8%

2 人的支援の状況

公立高等学校での障害のある生徒に対する人的支援の状況をみると、生徒1人当たりに対して学習支援員（主に学習の補助を行う者）は0.04人の配置、生活介助（主に学校生活の介助を行う者）は0.08人の配置となっていた。（図4）

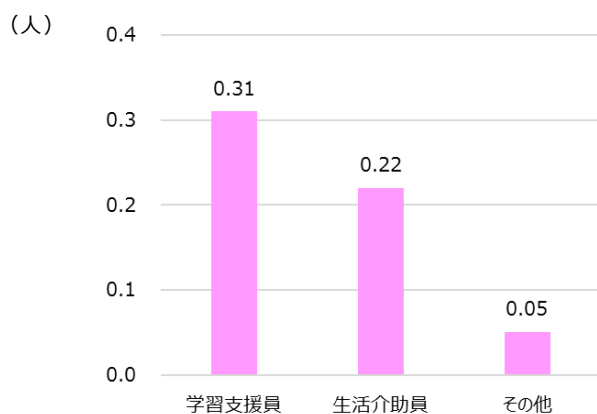
図4 障害のある生徒のために配置する職員の種類（障害のある生徒1人当たりの配置人数）
（公立高等学校）（令和元年5月1日）

（人）



「その他」としては、「非常勤講師」、「チームティーチング（のための加配）」、「相談業務従事者」などが挙げられていた。

（参考） 都内公立中学校の通常の学級における障害のある生徒のために配置する職員の種類
（障害のある生徒1人当たりの配置人数）（令和元年5月1日）



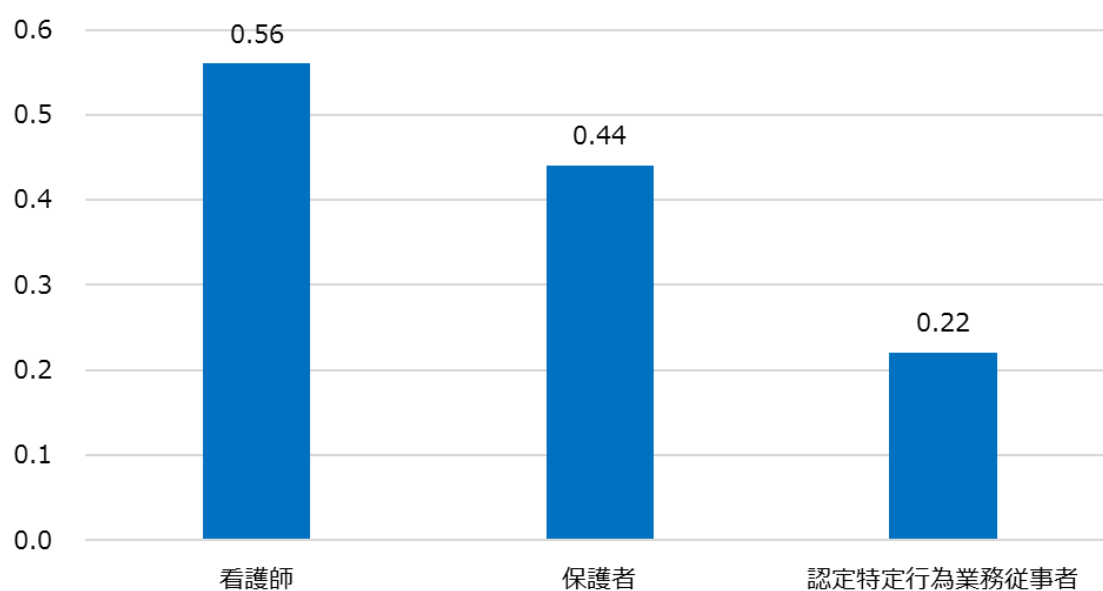
3 医療的ケアの状況

(1) 医療的ケアの実施者

公立高等学校における医療的ケアを必要とする生徒9人について、医療的ケアの実施者は、看護師5人、保護者4人、認定特定行為業務従事者1名となっていた。医療的ケアを要する生徒1人あたりに約1人のケアの実施者の比率であった。(図5)

図5 医療的ケアの実施者（医療的ケアを必要とする生徒1人当たりの人数 複数回答）
（公立高等学校）（令和元年5月1日）

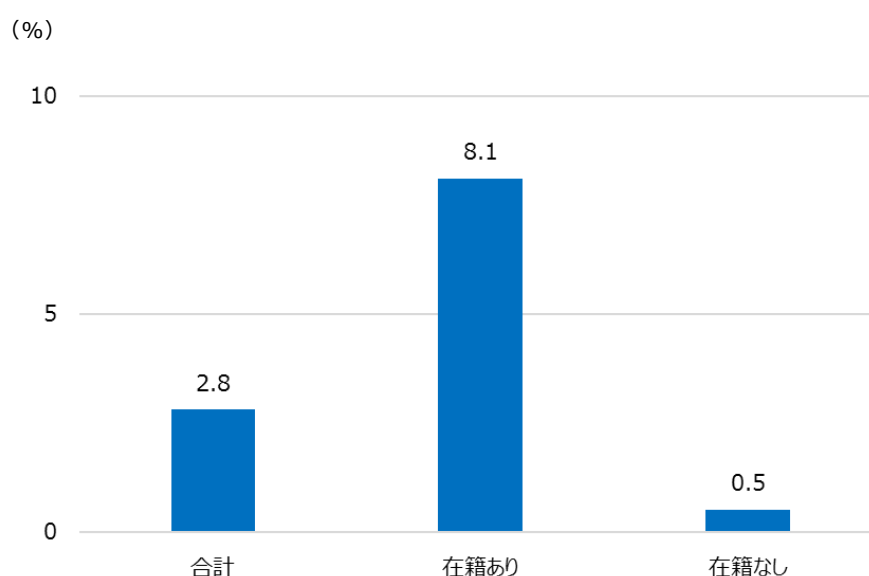
(人)



4 特別支援教育支援員の配置状況

公立高等学校で特別支援教育支援員を配置している学校は1,200校中33校であった。配置している学校の割合は、2.8%であり、障害のある生徒の在籍する学校の方が、在籍のない学校よりも配置の割合が高かった。（図6）

図6 特別支援教育支援員を配置している学校の割合（公立高等学校 1,200校）
（令和元年5月1日）



特別支援教育支援員とは

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりするために、国が地方財政措置する支援員をさす。

なお、文部科学省の調査(令和元年度特別支援教育支援員調査)では、令和元年5月1日時点において、全国の公立高等学校（3,582校）では、849人の特別支援教育支援員を活用しており、1校当たりの活用人数は約0.24人となっている。

5 教育上の工夫・支援等

(1) 時間割の作成の配慮

障害のある生徒が在籍する公立高等学校359校において、時間割の作成等について、障害のある生徒に配慮して編成しているとした学校は、36校（10.0%）であった。

«配慮の具体的な例»

(生徒の移動への配慮) (同種意見25件)

- ・授業ごとの教室移動を少なくする。移動は昼休みの前後や時間割の最後とする。
- ・教室間の移動の頻度・距離が曜日により偏らないようにする。

(体力に応じた時間割の工夫)

- ・体育の時間を午前中にする。
- ・午前、午後、曜日等の偏りがないように時間割を編成する。

(支援員・介助員との関係)

- ・支援員と教員の打ち合わせができる時間を確保する。
- ・介助員の勤務形態に合わせての時間割を作成する。

(その他)

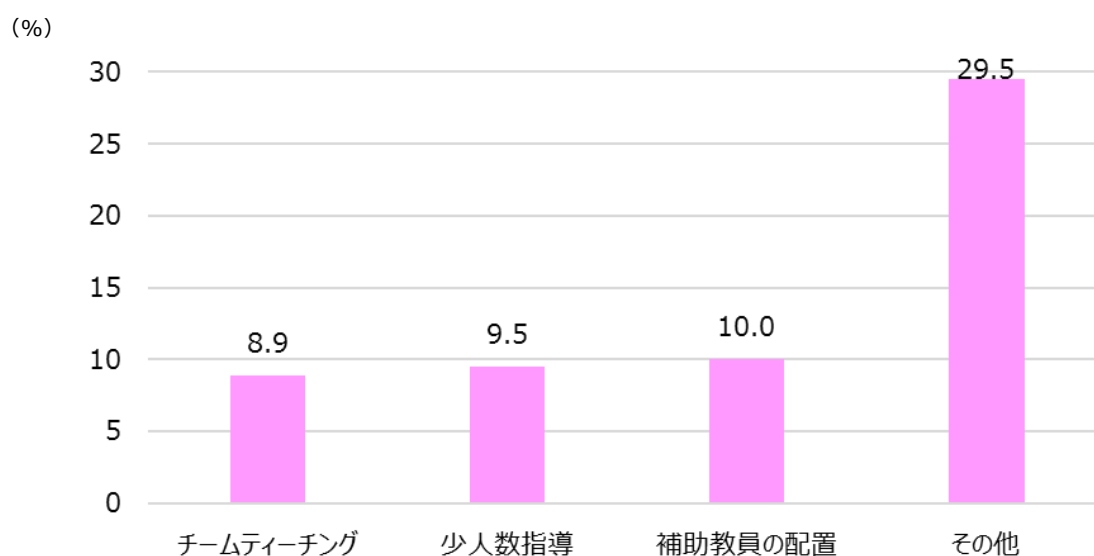
- ・クラス編成に応じた時間割を作成（少人数クラス、習熟度別クラス等）する。

(2) 指導形態の工夫

障害のある生徒が在籍する公立高等学校359校において、障害のある生徒に対して何らかの指導形態の工夫をしているとした学校は、167校（46.5%）であった。

具体的な指導形態の実施状況については、チーム・ティーチング、少人数指導、補助教員の配置が、それぞれ約1割で同程度であった。（図7）

図7 障害のある生徒に対する指導形態の工夫（359校）（複数回答）
（令和元年5月1日）



«「その他」の具体的な例»

（座席の配置）（同種意見31件）

- ・座席列を最前列にする、固定化する、出入りしやすい場所にする、など。

（全般的な配慮）

- ・事前に学習内容を伝えたり、補助資料を作成する。
- ・ICT機器、タブレット機器の活用、自身のスマートフォンを活用する。

（視覚障害のある生徒への配慮）

- ・配布プリントや考査問題、回答用紙等のA3サイズへの拡大、文字のポイント数を配慮する。
- ・チョークの色や、紙質（白色紙の使用）、ICT機器の色や明るさを配慮する。
- ・テストの際、別室で問題の読み上げをする。

（聴覚障害のある生徒への配慮）

- ・視覚的教材の活用、板書やプリントでの説明、会話授業時に唇の動きが見える等の配慮をする。
- ・リスニングテスト実施時に別室で対応する。
- ・FMマイクを使用する。

（知的障害のある生徒への配慮）

- ・板書をデジタルカメラで撮影することを許めている。
- ・漢字に振り仮名をつける。

（肢体不自由の生徒への配慮）

- ・支障のある授業内容や課題がある場合はその内容や課題について代替措置を行う。
- ・体育・運動について配慮（種類により別課題やレポートに代える、車いすを使った運動に変更するなど）を行う。
- ・実技補助や、実施方法の配慮を行う（ミシンの自動糸通しを使ってよいなど）。

（学内での連携）

- ・ケース会議（保護者、担任、エリアコーディネーター、学校のコーディネーター）を開催する。
- ・職員間の情報共有（事前に教科担任に生徒の特性について伝え、授業中の指導に役立てたり、授業中の様子を聞くなど学校の全体指導に役立てるようにしている。）
- ・日程や各教科の課題を担当が全て把握し、計画表を個別に作成したり、全職員で声掛けを重点的に実施する。
- ・授業時間外の個別指導を行う。
- ・チーム・ティーチングを行う。
- ・支援員や特別支援教育支援員の配置を行う。

(3) 評価方法等の工夫

障害のある生徒が在籍する公立高等学校359校において、障害のある生徒に対して認知の特性や身体の動き等に応じた評価方法等の工夫をしているとした学校は、106校(29.5%)であった。

«工夫の具体的な例»

(体育など実技試験の評価) (同種意見57件)

- ・レポートや別課題に替える、本人のできるところまでを評価するなど。

(障害特性に応じた配慮)

- ・考査問題を拡大印刷する。
- ・リスニング試験に関する工夫（音量や座席、別室受験など）を行う。
- ・国語以外での漢字解答を強制しない。
- ・考査時間を延長する。

(評価の設定方法)

- ・教科に係る個別の指導目標を設定し、指導目標に対する取組や達成状況に応じた評価をする。
- ・努力や取組の姿勢の評価の割合を適切に調整する。
- ・障害を配慮して課題を出し、それに伴う評価（課題の量の調節や提出期限の配慮）をする。

(4) 学校行事や校外活動等での工夫

障害のある生徒が在籍する公立高等学校 359 校において、障害のある生徒に対して学校行事や校外活動等で学習や体験の機会を確保するための方法を工夫している学校は、111 校 (30.9%) であった。

«工夫の具体的な例»

(全般的な事項)

- ・本人のやれることはやらせ、不自由のあることについては、周囲の友人や教員がサポートする中で取り組めるようにする。基本的には他の生徒と同様に対応する。
- ・保護者と連絡を取り合いながら共通理解を持ち、保護者と本人の思いを尊重しながら、場面に応じた工夫をする。
- ・学習機会や体験の確保のために、人的サポートを充実させる工夫をする。

(各種行事)

- ・話者（司会等）は補聴器の親機を使用する。生徒の席を前方に移動する。
- ・文化祭では保健室をベースに、移動距離が短く負担の少ない受付係として参加する。
- ・FM マイクの使用やパソコンでのタイピングで内容を周知できるようにする。
- ・視覚障害特別支援学校と連携し、関連する研修や講習会等に出席できるよう配慮している。
- ・集団の中に入れない生徒について、全校集会の際に、クラスの最後尾の場所を確保する。
- ・騒音等が苦手な生徒について、近くの特別支援学校から「デジタル耳栓」を貸与してもらうなどの配慮をする。

(運動会)

- ・体育祭種目での実施方法を配慮する（走る距離の短縮など）。
- ・肢体不自由の生徒について、参加できる競技を入れたり（ボッチャ等）、運営面での活動の場や記録係などを設定する。

(校外学習)

- ・校外学習の際、事前に車いすルートを確認し、できる限り他生徒と同じ行程を確保する。
- ・保護者の同伴と、障害に対応した移動方法・宿泊施設を使用する。
- ・校外活動の際は、車いす対応のバスやトイレが利用できるようにしている。

(職場体験)

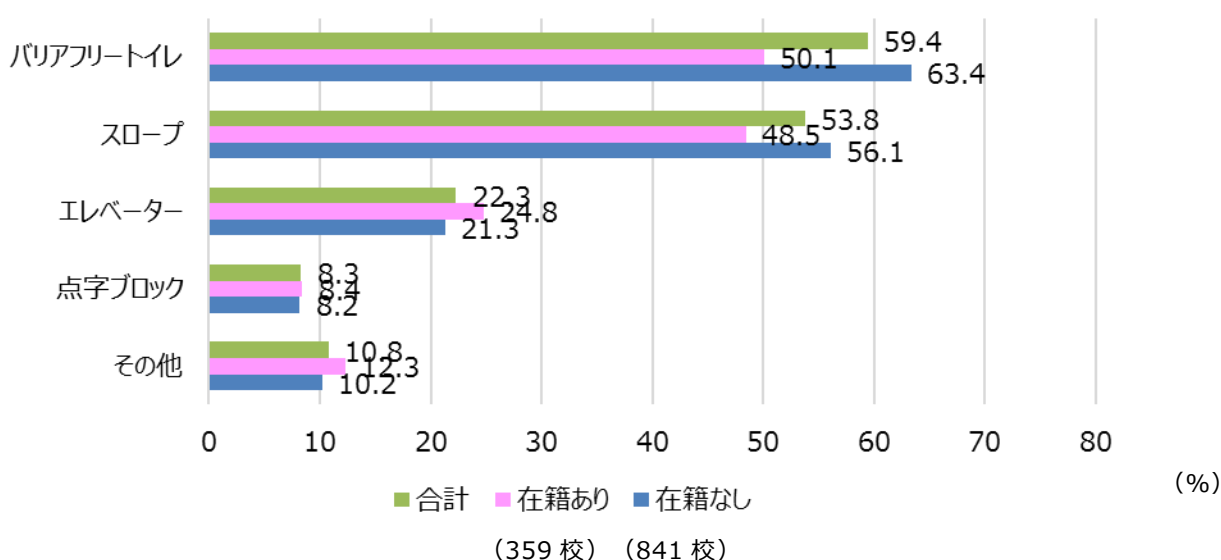
- ・個に応じた職場体験等のプログラムを組んでいる。
- ・保護者と連携をとり、事前に企業等の理解を得てから参加してもらう。ただし、企業等も絡むことから、学校および保護者が参加させるのは厳しいと判断する場合は、参加を見送ることもある。

6 施設・設備の状況

公立高等学校における、障害のある生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができる施設・設備の整備状況については、バリアフリートイレやスロープを整備している割合が高かった。(図8)

図8 障害のある生徒に配慮した施設・設備を整備している学校の割合

(公立高等学校 1,200校) (令和元年5月1日)



「その他」としては、「階段の手すり」、「階段昇降機」、「電動車いすのための携帯用スロープ」、「段差解消用プレート」、「クールダウンルーム」、「階段の手すりに点字をつける」などが挙げられていた。

Ⅲ 障害のある生徒への教育の事例等

1 障害のある生徒の教育を行う際に良かった事例・効果

公立高等学校において、障害のある生徒の教育を行う際のよかった事例や教育的効果として多く挙げられた意見は、「周囲の子供に思いやりの心が育った・障害者理解が深まった」であり、全体（1,200校）の2.4%の学校が挙げていた。

「意見の例」

（全般的な事項）

- ・生徒ができることや苦手とすることを理解し、苦手な部分を少しでも補う内容の指導を心掛けた。
- ・視覚障害や聴覚障害のある生徒が授業の内容を理解しやすい教室づくりを心がけることで、障害のある生徒がストレスを感じにくくなった。
- ・聴覚障害に対する授業中の発問の工夫、色覚障害に対する板書の工夫等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることで、全ての生徒にとっても学びやすい環境になった。

（連携体制の構築）

- ・聴覚障害のある生徒・保護者との信頼関係の構築と聾学校の担当教員からの引き継ぎに万全を期した。
- ・本人との面談はもちろん、保護者との連携が重要である。保護者と連携することで、生徒に対する教育効果を高めた。
- ・地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーとケース会議を開くことで、合理的配慮へむけた取組をすることができた。

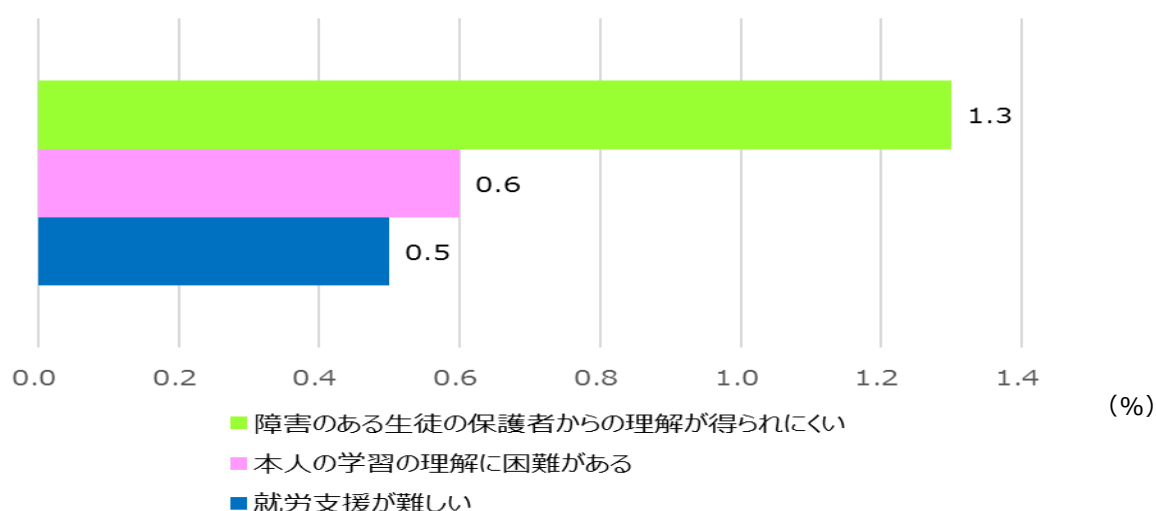
(障害特性に応じた工夫)

- ・座学や実習では、活動内容を口頭だけでなく、黒板を使って明示し伝える。
- ・翌日の予定や準備物が確認できるように予定表を黒板に提示する。
- ・説明はメモやプリントなどの文字情報で示す。
- ・文字は大きく・はっきりと書く。本人からの相談には必ず1対1で対応する。
- ・全体指示の後に個別に指示を行う。用紙や文字のサイズを小さくなりすぎないようにする。プリントはゴシック体で作成する。
- ・クールダウンのための居場所を提供する。
- ・テストは別室にて拡大読書器を使用して受ける。
- ・問題用紙の傍線は長めにしたり、解答用紙を見やすく作る、などの配慮を行う。
- ・体育以外の授業では、教師が補聴器用マイクをつけて授業を展開する。
- ・教室の机と椅子の足には、補聴器から受け取る音が聞きにくならないようシールを貼っている。
- ・机や椅子の足にテニスボールをつけて、音を拾わない工夫をする。
- ・忘れ物が多く、計画的に家庭学習することができない場合、定期的に面談を行い、メモをとったり、学習計画を立てたりする練習を継続的に行う。
- ・ICTを使って視覚化し、注目させるようにする。
- ・座席を前列にし、質問しやすくしたり、板書が見やすいようにする。

2 障害のある生徒の教育を行う際に困難であった事例

公立高等学校において、障害のある生徒の教育を行う際に困難であった事例としては、「障害のある生徒の保護者からの理解が得られない」という意見が一番多く、全体（1,200校）の1.3%の学校が挙げている。（図9）

図9 困難であった事例として多く挙げられた意見（自由意見をまとめたもの）



「意見の例」

（授業の理解等）

- ・縦書きと横書きが混ざると読みにくいので、教員で共通理解を図り、できるだけ対応法を統一した。
- ・知的障害のある生徒は、生徒指導事案の対象になりやすいが、状況の説明や理解ができないことがあり、指導が困難であった。授業においても習熟度別の対応をしているが、個々人の差も大きいため、教科指導や評価が困難であった。
- ・知的障害のある生徒で、授業内容を全く理解できず、考査での点数がほとんど無い生徒がいたため、評価について校内で検討した。
- ・知的障害のある生徒は、少人数であっても一斉授業の形態では学習内容を理解することが困難であった。

(保護者等の理解)

- ・保護者の理解と協力を得ることが非常に困難であった。
- ・本人や保護者の障害に対する受容が困難な状況があった。ケース会議を定期的に関することで、学校生活が円滑に過ごせるようになり、社会的適応度も増してきた。
- ・知的障害のある生徒について、周囲の理解、自己理解、保護者の理解を得ることが困難であった。
- ・進路指導面において、保護者の知的障害への理解が得られず、就労の支援を得ることができなかった。就職希望先の事業者へ生徒の状況を説明し、理解をしてもらい内定を得た。
- ・保護者に、特別支援学校での支援と高等学校普通科の支援の違いを理解してもらうことが難しかった。

(就労支援)

- ・安定して学校生活を送っていても、進学・就職の時期になると不安定になる。理由として、学校では支援や合理的配慮がなされているが、社会では理解が不十分な状況があることから、社会生活への不安が生じてくる。
- ・難聴の生徒がインターンシップを実施する際、職種によってはマスクを強制されることがあるため、コミュニケーションをとる際の障壁となる事があった。今後は、企業に十分理解を得る必要がある。
- ・進路選択の際、障害者雇用枠の一般就労や福祉的就労に関する情報が少ない。

(その他)

- ・高等学校において、聴覚に障害のある生徒に対しての英語の授業は困難さが高い。支援員（要約筆記者）は日本語での要約は行えるが英語での要約はできないことが多い。スマートフォンやタブレットでのアプリの導入も検討したが、予算的に難しく導入できなかった。
- ・中学校からの申し送りが不十分で、障害の程度や支援計画についての情報収集や対応策に多くの時間を要した。

都道府県・政令市教育委員会の状況

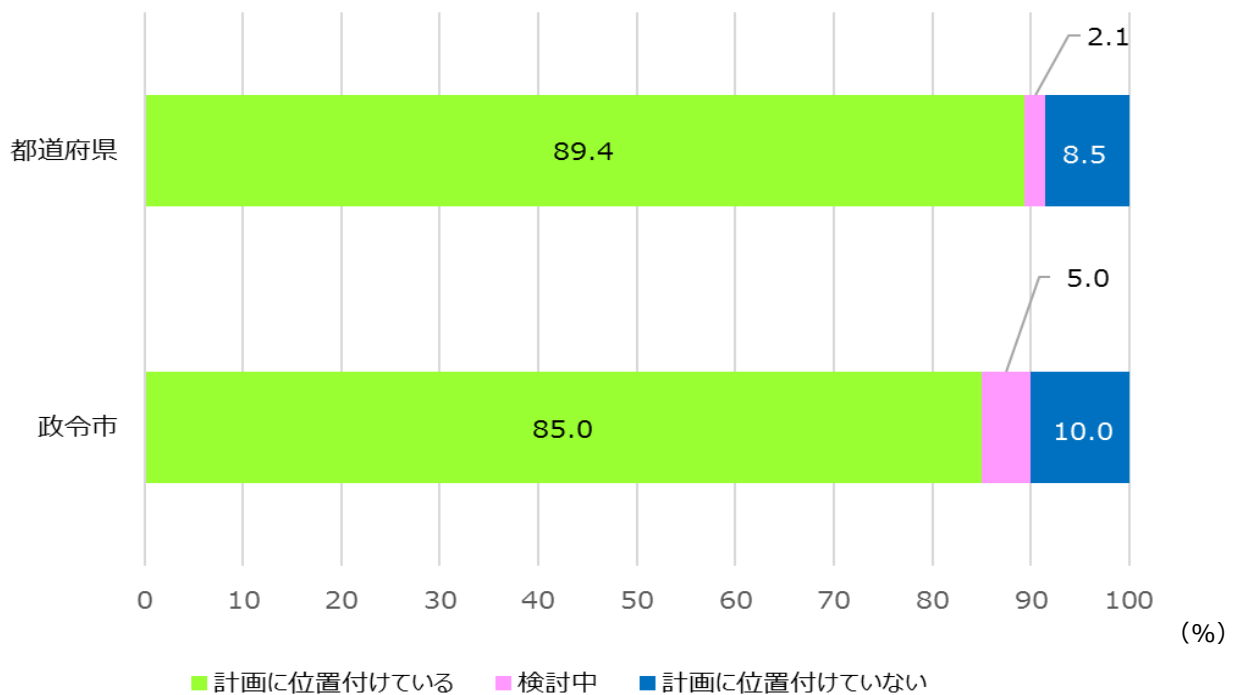
I インクルーシブ教育システムに係る方針等

1 自治体の基本的な計画への位置付け

都道府県（47自治体、以下同じ）及び政令市（20自治体、以下同じ）において、インクルーシブ教育システムについて、自治体の基本的な計画に位置付けている割合は、それぞれ89.4%、85.0%であった。（図10）

国が平成28年に行った調査と比較すると、都道府県、政令市とも、その割合は上昇していた。

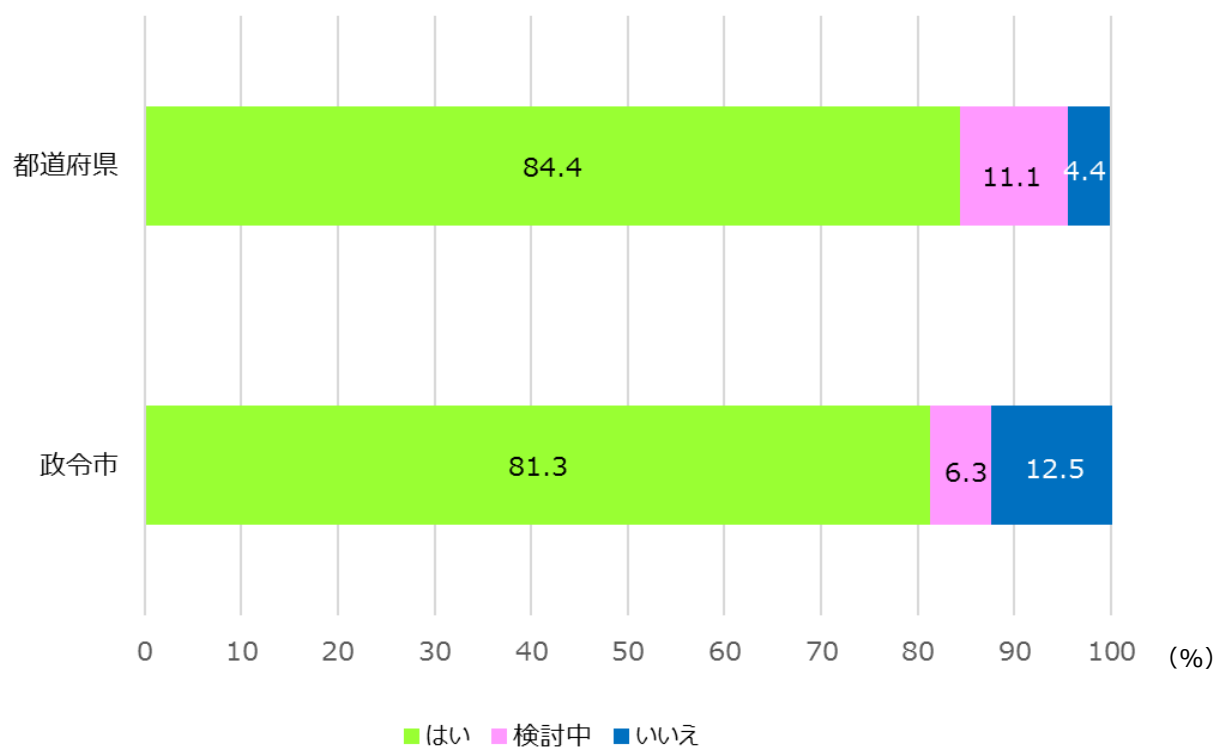
図10 インクルーシブ教育システムの基本的な計画への位置付け
（都道府県及び政令市）（令和元年度）



(参考)

都道府県(45自治体)、政令市(16自治体)の回答 (平成28年)

「教育振興基本計画等の教育の振興のための施策に関する基本的な計画の中で、インクルーシブ教育システム構築に向けての方針を策定していますか。」



出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

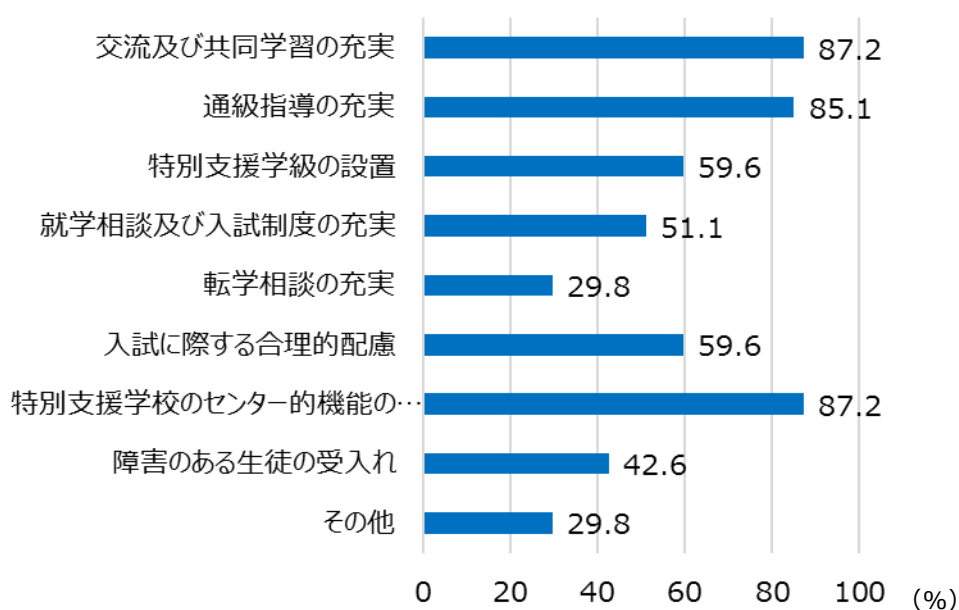
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年12月)

2 インクルーシブ教育システムに係る方針

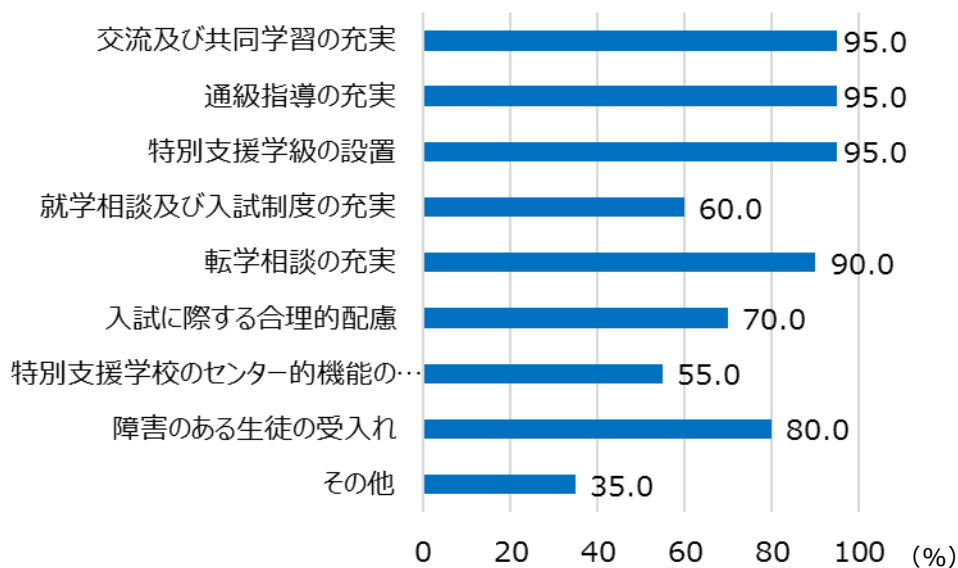
都道府県及び政令市が、インクルーシブ教育システムについて、どのような取組により実現していく方針としているかについて、関連する各項目別にみると、都道府県、政令市ともに多く挙げられたのは、「交流及び共同学習の充実」と「通級指導の充実」であった。（図 11）

図 11 インクルーシブ教育システムに係る方針（各項目の選択割合 複数回答）（令和元年度）

■ 都道府県



■ 政令市



«「その他」の具体的な例»

- ・自治体全体の特別支援教育の体制整備（同種意見 3 件）

（教職員の専門性向上）

- ・教職員の特別支援教育に関する理解・実践的指導力の向上のための研修（同種意見 4 件）
- ・特別支援学校教諭免許状保有率の向上
- ・通常の学級担任、通級による指導担当教員、特別支援学級担任の専門性向上

（学びの場の充実）

- ・多様な学びの場の充実
- ・特別支援教育における就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ・多様性を包み込む学級づくり
- ・高等学校通級による指導の実施
- ・障害の状態や発達段階に応じた指導・支援の充実

（就学相談）

- ・就学相談の充実
- ・早期支援の充実

（地域との連携）

- ・学校や家庭、地域、関係機関との連携
- ・地域との交流活動
- ・労働機関等と連携した進路指導の推進と、障害者雇用企業の開拓

（個別分野）

- ・医療的ケアの充実
- ・キャリア教育の充実
- ・手話教育の充実

Ⅱ 障害のある生徒の教育に係る取組

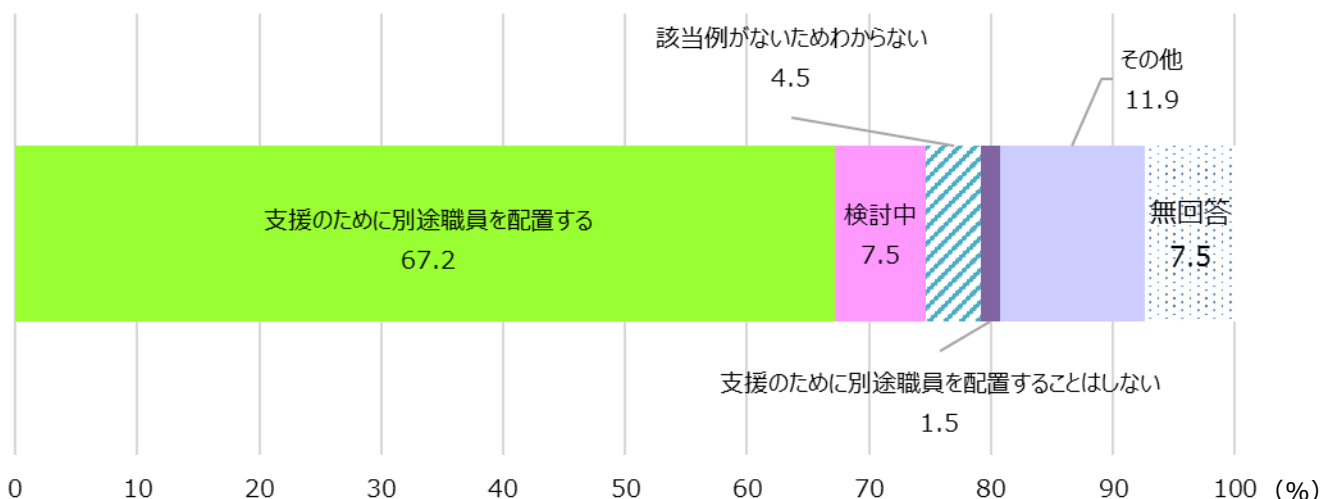
1 公立高等学校における障害のある生徒の受入れ

(1) 支援のための職員の配置の考え方

都道府県及び政令市の、障害のある生徒の支援のための、支援員や介助員等の職員の配置の考え方については、「支援のために別途職員を配置する」が一番多く、約7割を占めていた。

(図 12)

図 12 障害のある生徒の支援のための人的配置の考え方
(都道府県及び政令市) (令和元年度)

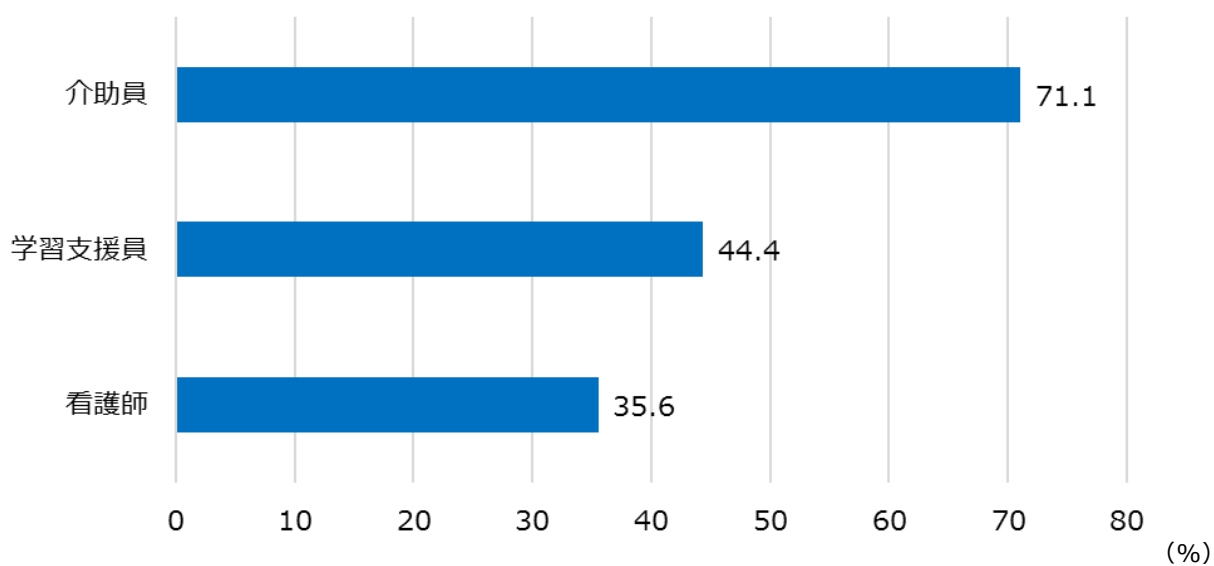


「その他」としては、「生徒の状況に応じて対応する」、「発達障害も含めた支援員を配置する」などが挙げられていた。

(2) 配置する人材の種類

障害のある生徒の支援のために人材を配置すると回答した 45 自治体において、配置する人材の種類については、介助員を配置する自治体が約 7 割、学習支援員及び看護師が約 4 割となっていた。(図 13)

図 13 障害のある生徒の支援のために配置する人材の種類 (45 自治体) (令和元年度)



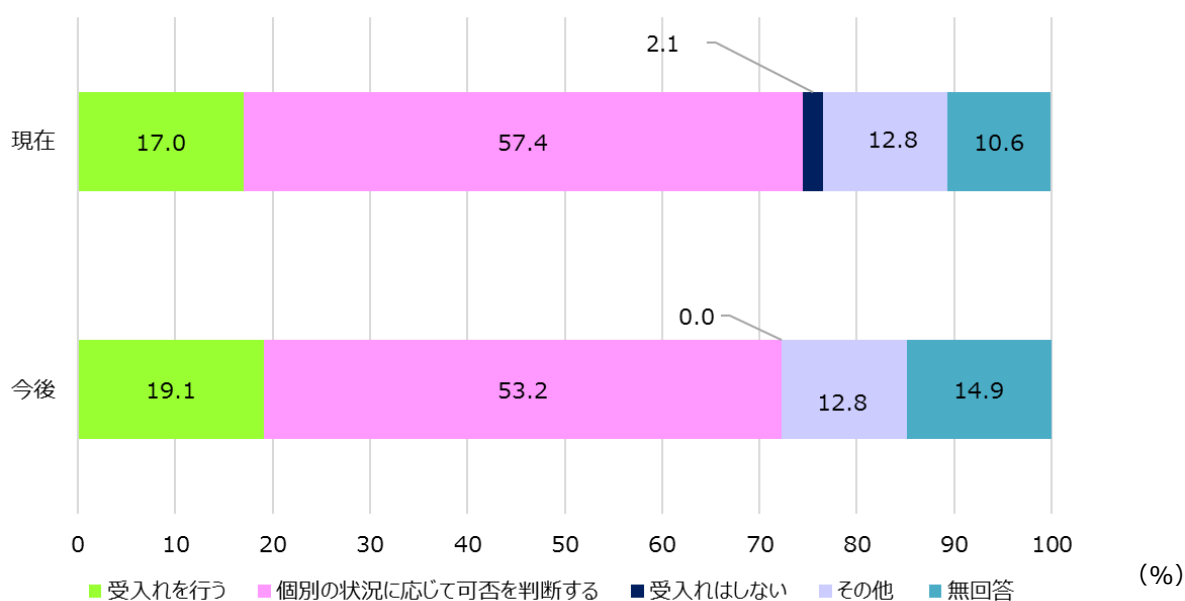
2 医療的ケアのある生徒の受入れ

(1) 医療的ケアのある生徒の受入れ方針

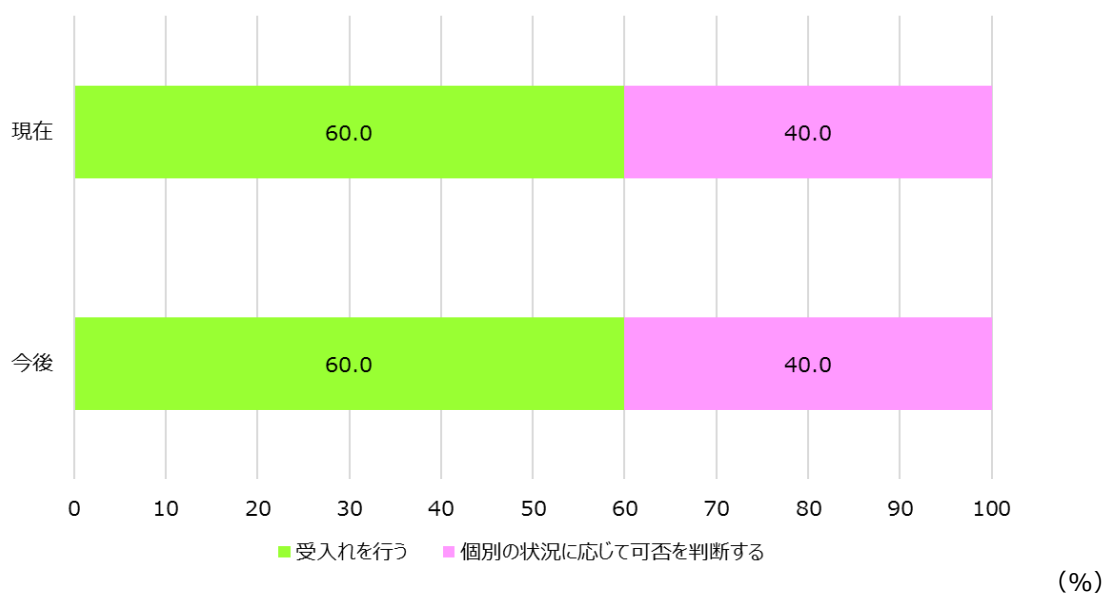
医療的ケアを必要とする生徒の受入れの方針については、都道府県では、現在、今後の方針ともに、「個別の状況に応じて可否を判断する」が過半を占めていた。政令市では、現在、今後の方針ともに「受入れを行う」が6割、「個別の状況に応じて可否を判断する」が4割であった。（図14）

図14 医療的ケアのある生徒の受入れの考え方（令和元年度）

■ 都道府県



■ 政令市



(2) 医療的ケア運営協議会の設置

都道府県では、全自治体で医療的ケアの実施内容等について検討する運営協議会を設置していた。政令市では、5自治体で設置していなかった。(表4)

表4 医療的ケア運営協議会の対象学校(回答自治体数)(複数回答)(令和元年度)

(都道府県)

学校種別	(47自治体)
特別支援学校(肢体不自由部門)	43自治体
特別支援学校(肢体不自由部門以外)	42自治体
都道府県立の高等学校	8自治体
その他	7自治体

(政令市)

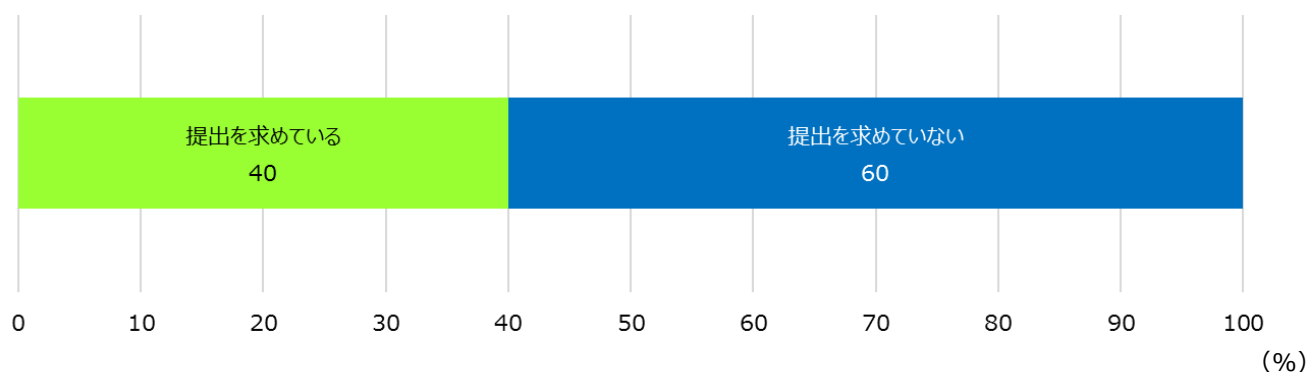
学校種別	(20自治体)
特別支援学校(肢体不自由部門)	9自治体
特別支援学校(肢体不自由部門以外)	8自治体
市立小中学校	12自治体
市立高等学校(中等学校を含む。)	5自治体
その他	1自治体
設置されていない	5自治体

「その他」としては、「公立の幼稚園、小学校、中学校」、「高等学校」などが挙げられていた。

3 交流及び共同学習

政令市において、教育委員会が学校に交流及び共同学習の計画書の提出を求めている自治体は4割であった。(図 15)

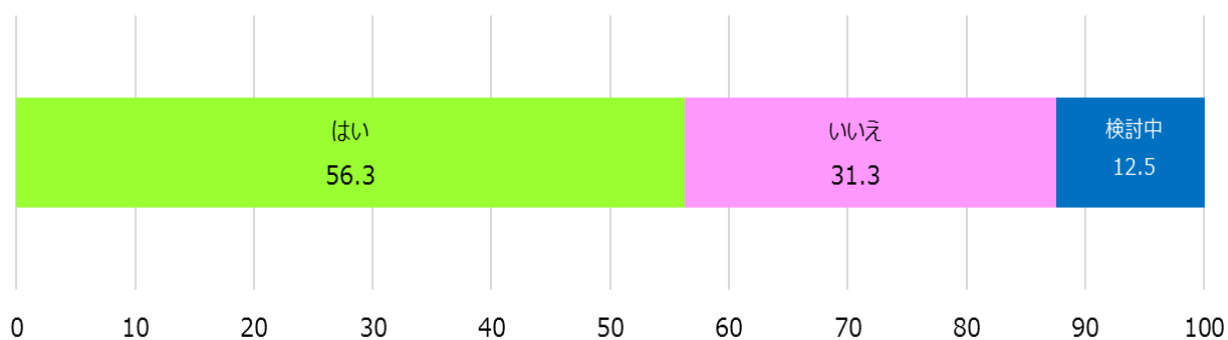
図 15 交流及び共同学習の計画書の提出 (政令市) (平成 30 年度)



(参考)

政令市の回答 (16自治体) (平成28年)

「交流及び共同学習を組織的・計画的に進めていくための計画がありますか。」



出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」 (%)

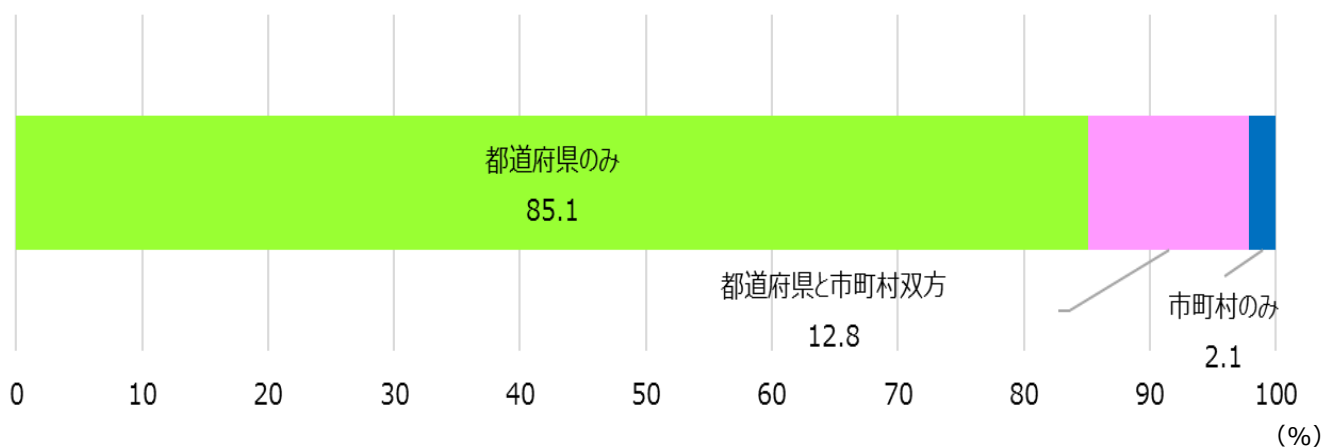
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成29年12月)

4 教員の専門性の向上

都道府県、政令市とも、全ての自治体で、教員を対象とする特別支援教育の専門性向上のための研修を実施していた。

研修の実施主体について、都道府県にきいたところ、8割以上の自治体が、「都道府県のみが実施主体」としていた。（図 16）

図 16 教員を対象とする特別支援教育の専門性向上のための研修の実施主体
（都道府県）（平成 30 年度）



5 理解啓発

都道府県及び政令市において、保護者や地域に対するインクルーシブ教育システムや特別支援教育に関する理解啓発を図っているとした自治体は、約 8 割であった。（図 17）

理解啓発を図っている自治体の、具体的な取組としては、リーフレットやホームページ掲載、公開講座等が主なものであった。（図 18）

図 17 保護者や地域に対する理解啓発の実施状況
（都道府県及び政令市）（平成 30 年度）

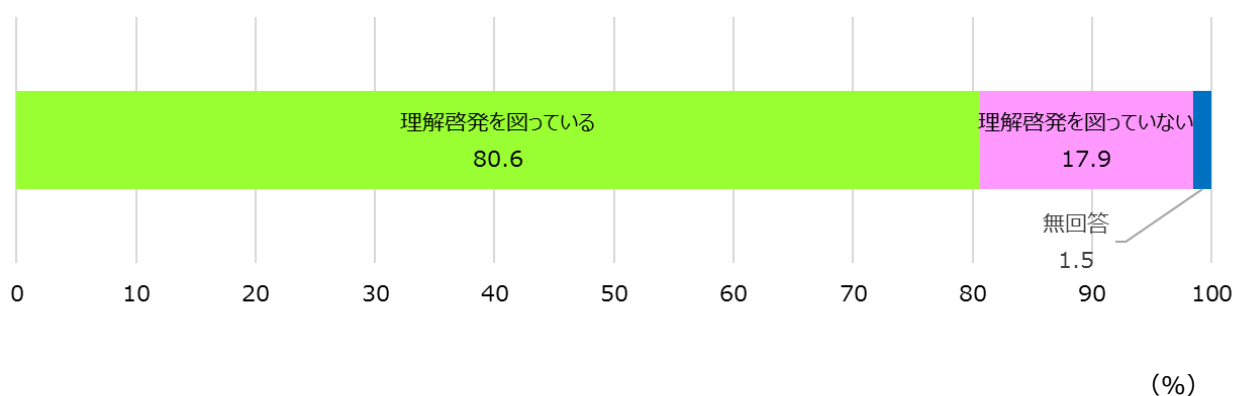
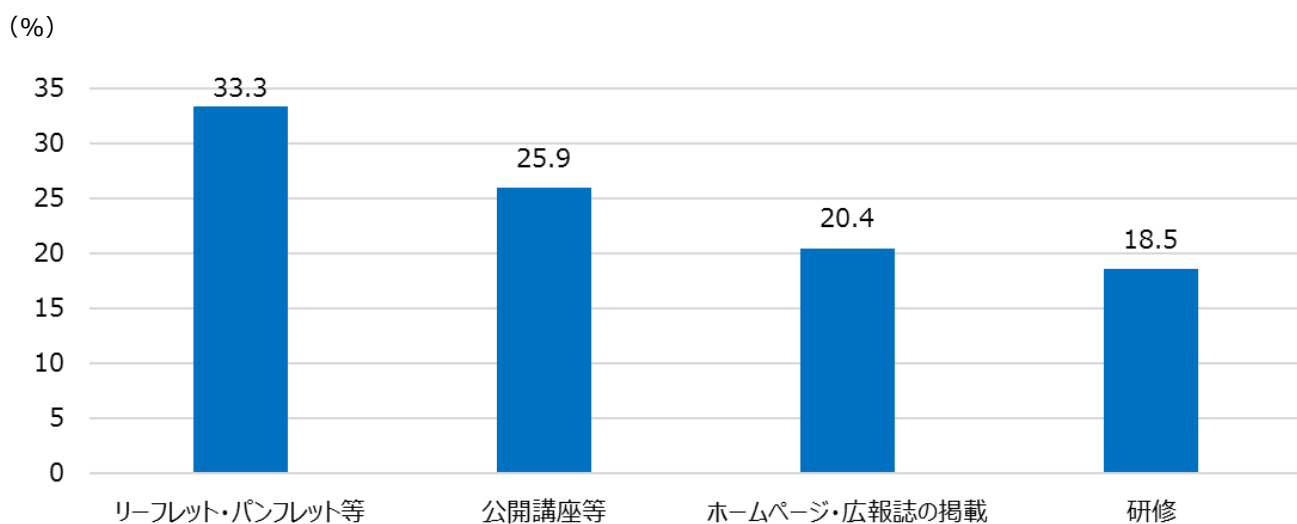


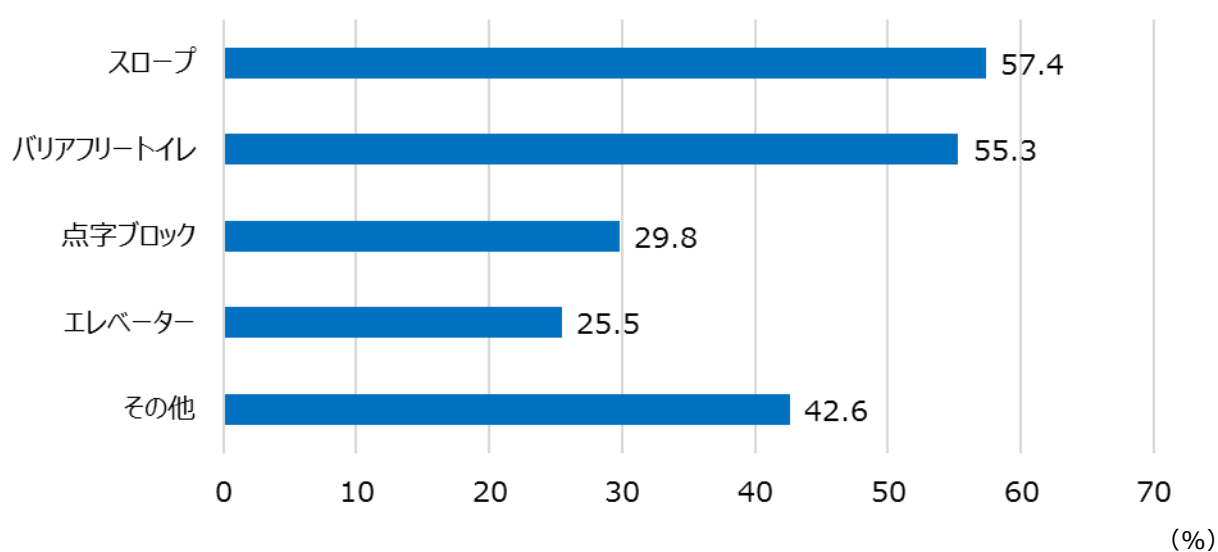
図 18 理解啓発の具体的な実施方法（理解啓発を図っている 54 自治体での取組割合）



6 施設・設備の整備

都道府県について、都道府県立の高等学校に障害のある生徒が在籍することになり、施設・設備の改変が必要な場合に対応が可能な項目について尋ねたところ、スロープとバリアフリートイレを挙げた自治体が過半を超えていた。（図 19）

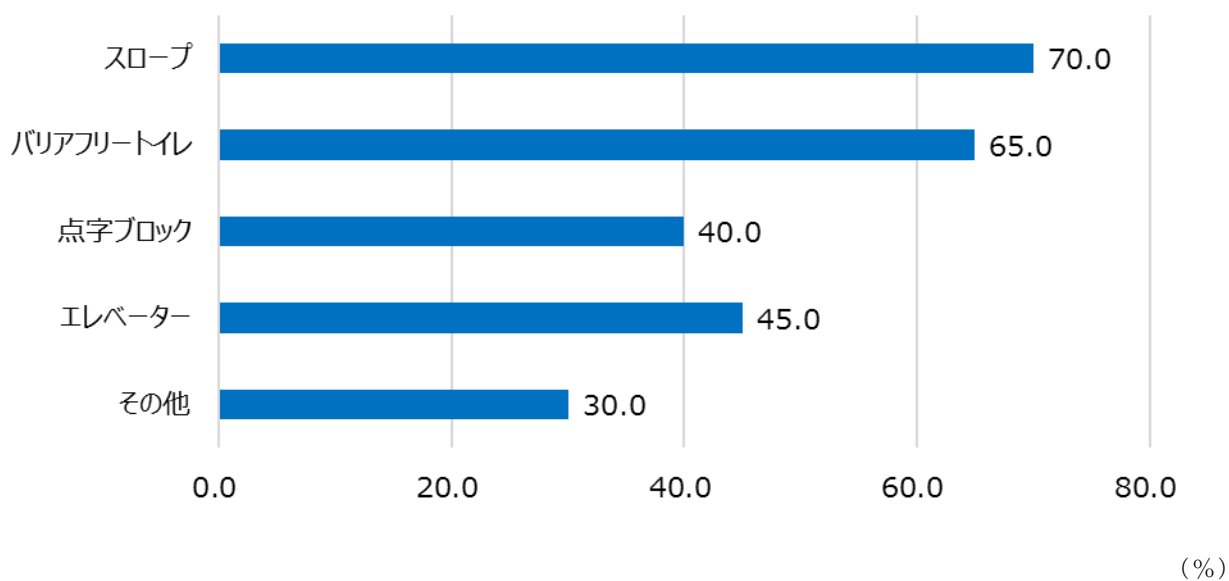
図 19 施設・設備の改変が必要な場合の対応可能な項目（都道府県 高等学校に対して）
（令和元年度）



「その他」としては、「手すり（トイレ、階段等）」、「踏み台」、「階段昇降機」、「生徒の障害の状態に応じて個別に検討・対応する」などが挙げられていた。

同じ設問について、政令市では、公立の小学校・中学校に障害のある児童・生徒が在籍することになった場合として回答を得たところ、都道府県立の高等学校と同様に、スロープとバリアフリートイレを挙げた自治体が過半を超えていた。（図 20）

図 20 施設・設備の改変が必要な場合の対応可能な項目（政令市 小学校・中学校に対して）
（令和元年度）



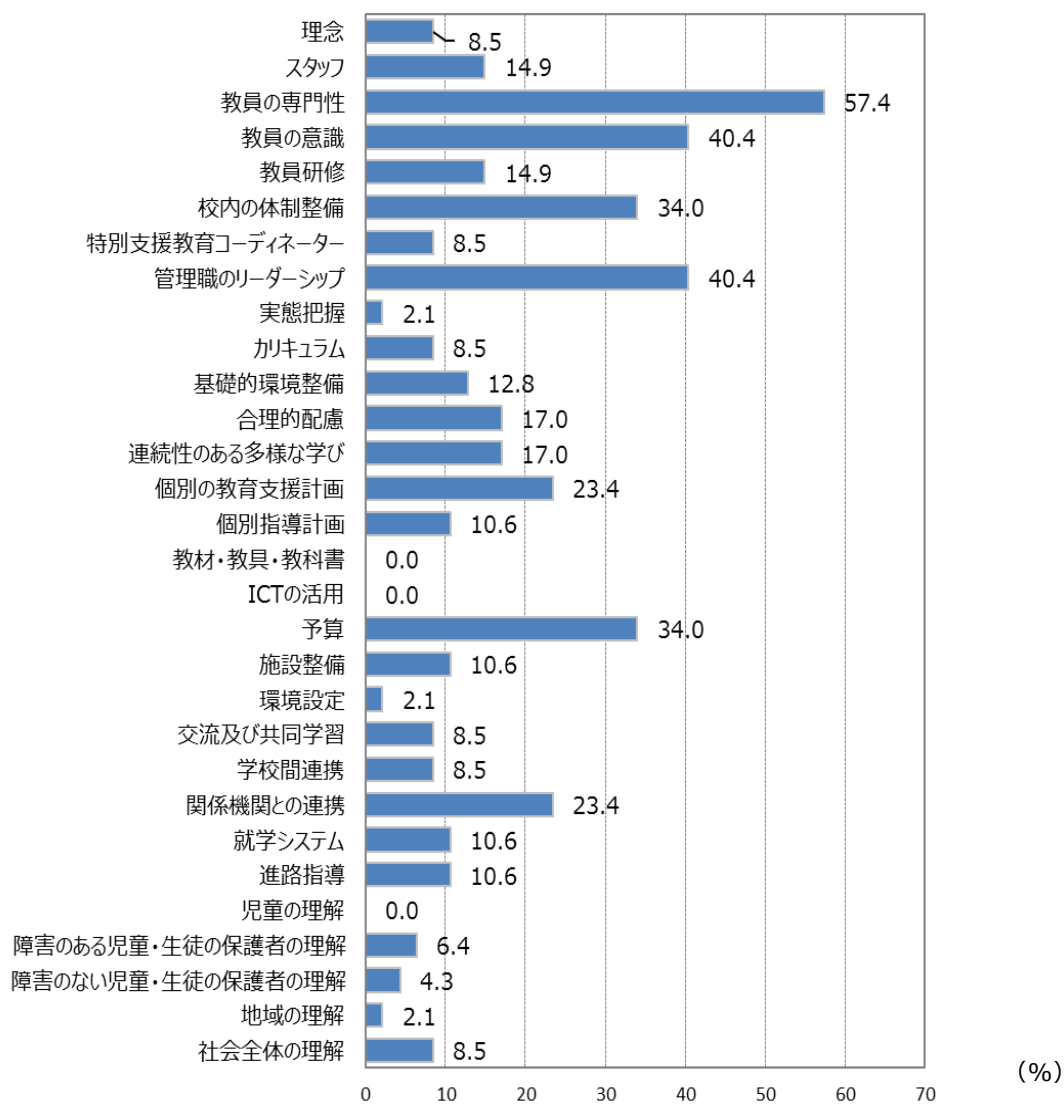
Ⅲ インクルーシブ教育システム構築における課題

1 インクルーシブ教育システム構築における課題

インクルーシブ教育システム構築に関する項目を提示し、都道府県、政令市が特に重要と考える項目を上位5位まで選択したものについてまとめた。

都道府県では、「教員の専門性」、「教員の意識」、「管理職のリーダーシップ」、「予算」が重要であるとする割合が高い。（図 21）

図 21 インクルーシブ教育システム構築において特に重要と考える項目（都道府県）
（令和元年度）

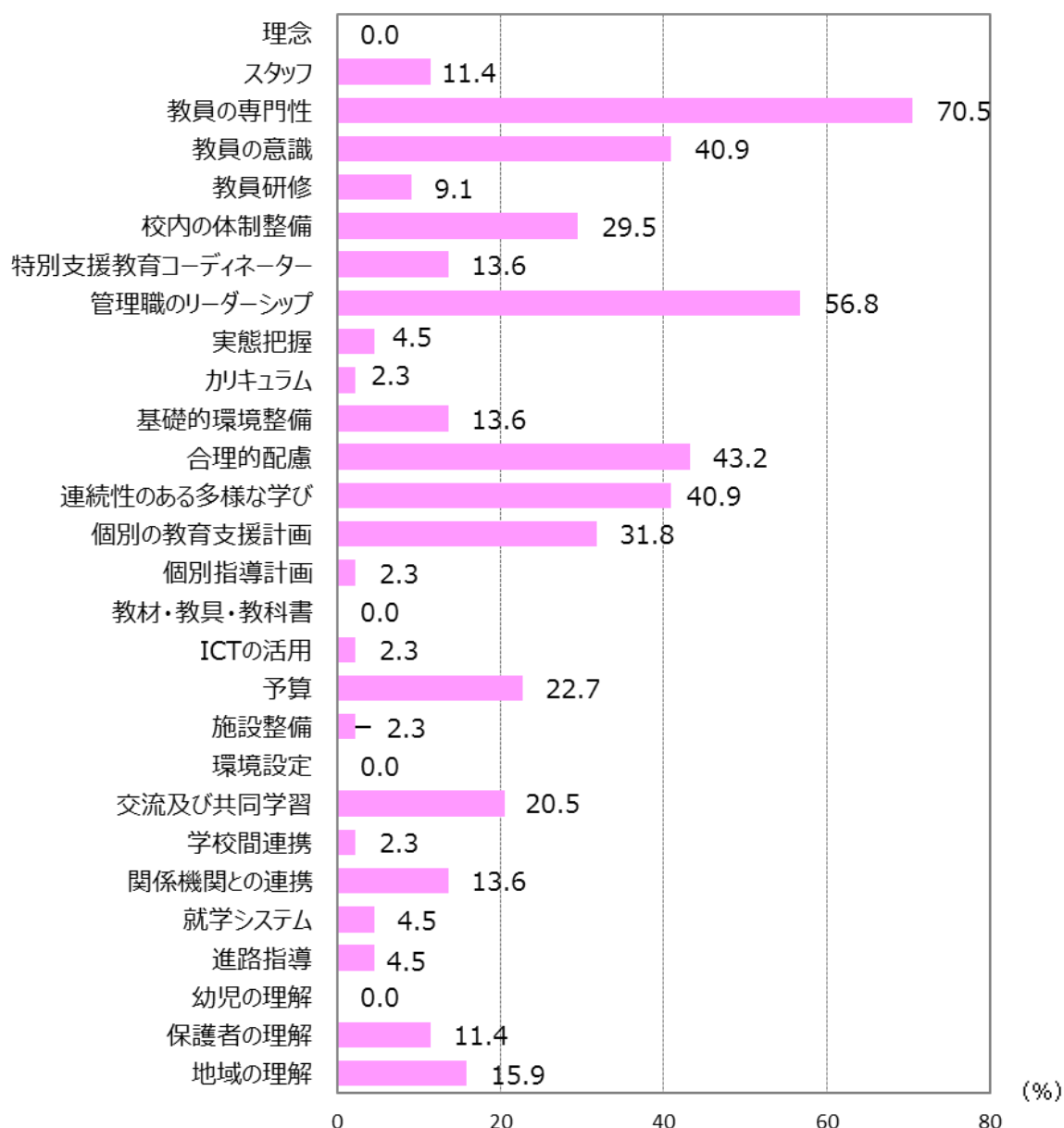


国調査の都道府県における平成 29 年度の数字と比べると、「予算」「関係機関との連携」「就学システム」について高くなっている。

(参考)

都道府県回答 (45自治体) (平成28年)

「インクルーシブ教育システム構築において、特に重要と考えるもの (必要性を含む。)」で選択した項目 (5つまで選択回答)

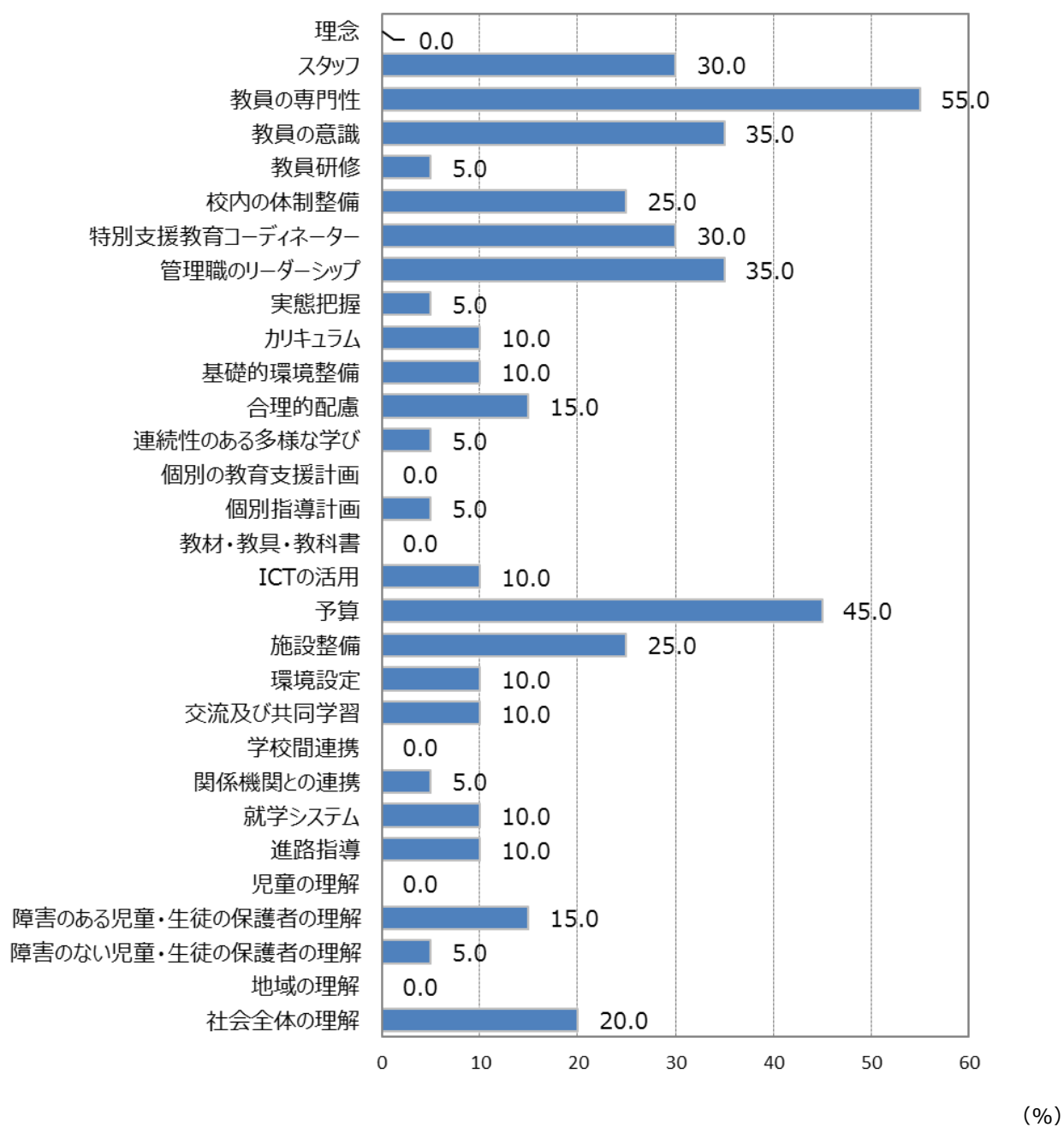


出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

(平成29年12月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

政令市でも、「教員の専門性」、「予算」、「教員の意識」、「管理職のリーダーシップ」が重要であるとする割合が高い。（図22）

図 22 インクルーシブ教育システム構築において特に重要と考える項目（政令市）
（令和元年度）

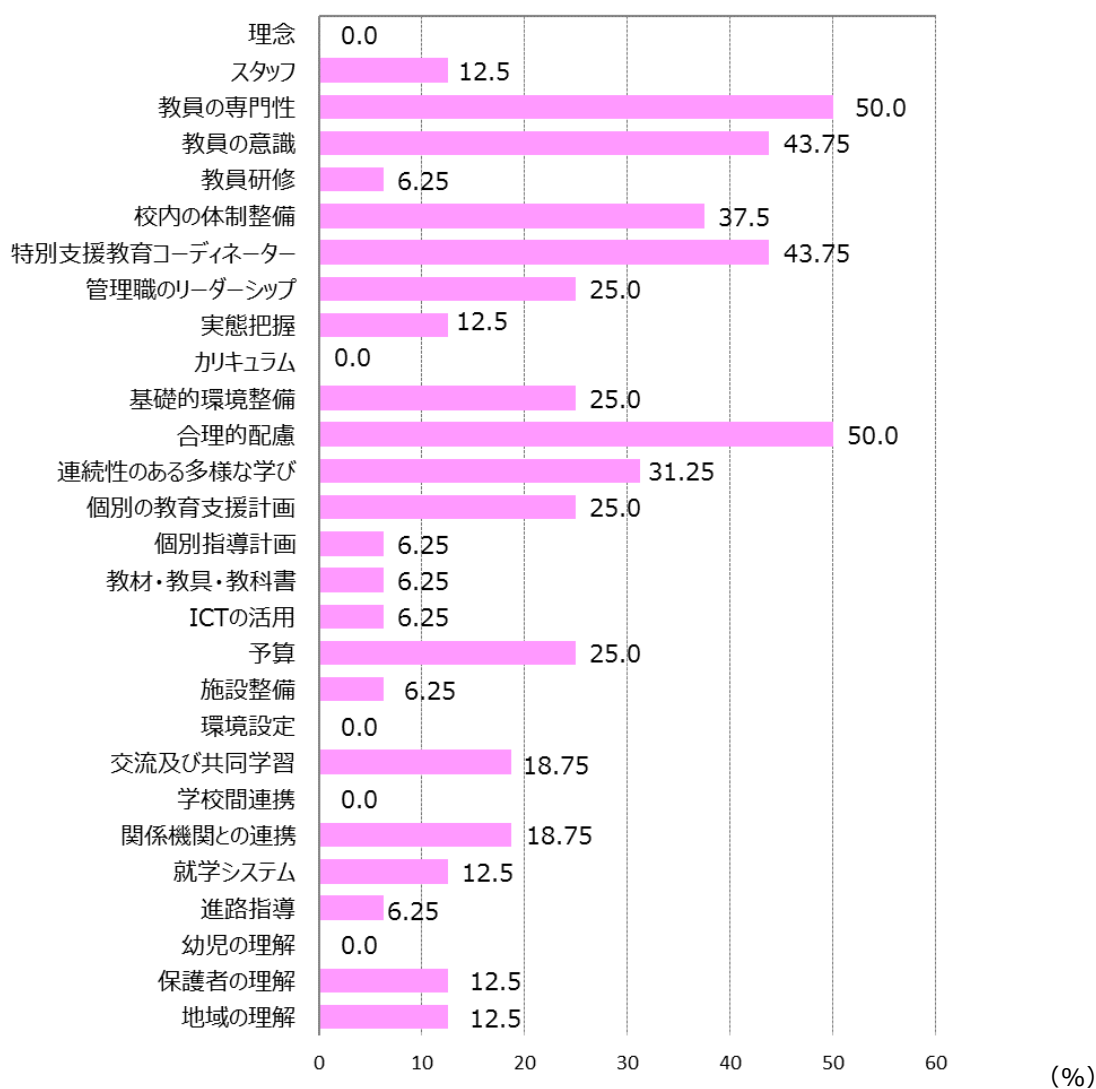


国調査の政令市における平成 28 年度の数字と比べると、「予算」「スタッフ」「施設整備」について高くなっている。

(参考)

政令市回答 (45自治体) (平成28年)

「インクルーシブ教育システム構築において、特に重要と考えるもの (必要性を含む。)」で選択した項目 (5つまで選択回答)



出典：「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」

(平成29年12月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

2 インクルーシブ教育システムについて国に要望すること

都道府県及び政令市が、インクルーシブ教育システムを推進するために、国に要望することとして、次のような意見があった。（カッコ内は同種意見の数）

（教育制度について）

- ・学級の児童・生徒定数の見直し（個に合わせた指導の充実）
- ・特別支援学級編制基準の改善（3）
- ・知的障害のある児童・生徒に対する通常の教育課程での指導を行うことについての国の考え方
- ・知的障害のある児童・生徒の通級指導可能性・支援方策の充実（2）

（人員配置）

- ・支援・指導の充実のための教職員定数の改善
- ・通級指導教室の基礎定数化の確実な実施
- ・特別支援教育コーディネーターの定数措置・専任化（3）
- ・看護師、特別支援教育支援員等、インクルーシブ教育システム構築に係る人員配置のための予算のさらなる増額（看護師2 特別支援教育支援員2）

（予算）

- ・交流及び共同学習の指導充実に必要な財政措置
- ・インクルーシブ教育システム構築に向けた十分な財源を確保するための補助の継続

（小学校・中学校の教育環境の整備）

- ・共に学び合える小中学校等の教育環境整備
- ・市町村が、介助員や看護師等を雇用するための財源措置の一層の充実